

東北地区病弱虚弱教育研究連盟 顕彰細目

東北地区病弱虚弱教育研究連盟

選考基準

被表彰者は病弱虚弱の教育について、研究・功績が顕著であって、本連盟の発展に寄与した者又はグループの中から選考し決定する。選考にあたって、次のような基準を設ける。

- (1) 表彰選考は原則として第3回理事会で行う。
- (2) 表彰選考理事会時に東北地区病弱虚弱教育研究連盟の会員であること(会費を納入していること)。但し、選考の前年度まで会員だった者も可とする。
- (3) 病弱虚弱教育の経験が3年以上であること。但し、グループの場合は3年以上の者が一名以上いること。
- (4) 選考においては、東北地区病弱虚弱教育研究連盟への貢献度及び研究業績を重視する。
- (5) 本連盟が全病連に表彰推薦した者が、全国の表彰者選考にもれた場合、東北地区病連で表彰する。但し、過去に受賞している場合はこの限りではない。

手続基準

- (1) 推薦依頼書は以下の手続きで送付する。
東北地区病連理事長⇒各県連絡責任校⇒関係学校(学園)長
- (2) 推薦個票は以下の手続きで送付する
関係学校(学園)長 ⇒ 各県連絡責任校 ⇒ 東北地区病連理事長
(推薦個票等の記入) (関係書類の取りまとめ) (表彰者の選考)
- (3) 選考結果は理事長が被表彰者所属長に連絡し、次年度総会において表彰する。
- (4) 被表彰者に表彰状・記念品を贈呈する。

・付 則

- この顕彰細目は平成7年10月20日から施行する
- ・平成7年11月9日 (1 選考基準, 2 年数) 一部改正
 - ・平成21年5月7日 (1 選考基準)一部改正, (5県段階規定)削除
その他顕彰細目に関して規定を整理区分し, 簡潔な表記に改めた
 - ・平成30年5月10日 (1 選考基準)一部改正

推薦個票とは推薦者が推薦するときに記載する書面をいいます。この書面は西多賀支援学校のホームページに掲載されていますのでダウンロードしてご記入ください。